

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)の一部を改正する法律案の概要

- 官民連携によるインフラファンドの機能を担う(株)民間資金等活用事業推進機構を設立し、独立採算型等のPFI事業に対し金融支援等を実施することにより、財政負担の縮減や民間の事業機会の創出を図り、我が国の成長力強化に寄与する。

法案の概要

- 新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)
 - ・PFI事業規模について、2020年までの11年間で、少なくとも約10兆円以上(従来の事業規模の2倍以上)の拡大を目指す。
- 「日本再生の基本戦略」(平成23年12月24日閣議決定)
 - ・民間の資金・ノウハウを十分にいかしつつ、官民で連携して…成長マネーの供給を拡大するため、…PFI事業推進の官民連携インフラファンド(仮称)の創設を進める。

株式会社民間資金等活用事業推進機構

- 機構の主な業務
 - ・独立採算型(コンセッション方式を含む。)等のPFI事業等に対する出融資(優先株・劣後債の取得等)
 - ・PFI事業者等に対する専門家の派遣及び助言
- 機構への出資等
 - ・官民による共同出資(国の出資額:50億円(産投出資・平成24年度))等
- その他
 - ・業務の中立性・公平性の確保等のため、機構への民間資金等活用事業支援委員会の設置や国による監督等により、ガバナンスを確保
 - ・機構は15年間(平成40年3月末)を目途に業務を終了

期待される効果

- 独立採算型等のPFI事業の推進により、社会資本の整備・維持管理に係る財政負担の縮減や民間の事業機会の創出が図られる。
- 国の資金を呼び水として民間によるインフラ事業への成長マネーの供給を促し、インフラ投資市場の形成を通じて我が国経済の成長力を強化。

(株)民間資金等活用事業推進機構スキーム概要図

